



特定行為研修についてご存じですか

看護師の特定行為研修について、実際どのような研修か、研修を修了したら何が出来るのか。詳しく分からないという方も多いのではないのでしょうか。現在当院では2名の特定行為研修修了者がいます。今回は特定行為研修についてご紹介します。

特定行為研修の目的

特定行為研修を受けると、医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって看護師がタイムリーに特定行為を実施できるようになります。

特定行為とは

看護師が行う診療の補助のうち、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が必要とされる38行為を特定行為としています

また特定行為は21の区分に分かれています。

特定行為研修の内容

【特定行為研修イメージ】

特定行為研修

「共通科目」

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修

「区分別科目」

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

特定行為研修は共通科目と選択した特定区分に分かれます。

研修の内容はeラーニング、オンライン授業、集合研修等により学びます。また自施設または他医療機関での実習もあります。

研修を受けると、タイムリーなケアの提供が可能になります

特定行為「脱水症状に対する輸液による補正」の例

研修受講前



医師

Aさんを診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示



看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う



看護師

医師にAさんの状態を報告



医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示



看護師

点滴を実施



看護師

医師に結果を報告

研修受講後



医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するように看護師に指示



看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う

手順書に示された
病状の範囲内

手順書によりタイムリーに
点滴を実施

医師に
結果を報告

病状の範囲外

医師に報告

厚生労働省:特定行為研修制度ポータルサイトより

当院の特定行為修了者の紹介

5階病棟 鳥羽 こずえ

特定行為研修について興味のある方は、鳥羽・豊岡までお気軽にお問い合わせください

実施できる特定行為

- 褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法

今後の活動について

2022年に特定行為研修を修了しました。現在は5階病棟で働いています。今後は先生方と連携し、皮膚トラブルのリスクが高い患者様やすでに皮膚トラブルを持つ患者様への皮膚処置、上記のような特定行為も実施していけるようにしていきたいです。

感染対策室 豊岡 拓馬

実施できる特定行為

- 持続点滴中の高力ロリー輸液の投与量の調整
- 脱水症状に対する輸液による補正
- 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与

今後の活動について

今年の6月に特定行為研修を修了しました。現在、感染管理認定看護師として感染対策チーム、抗菌薬適正使用チームに所属し医師、検査技師、薬剤師とともに活動しています。今後は特定行為を活かして、入院中の発熱患者さんへの対応等を行い、院内・地域にさらに貢献していけるようにしたいと思います。